

要介護等認定調査員の公募

次のとおり公募します。

令和7年8月5日

旭川市長 今 津 寛 介

1 公募する趣旨

旭川市に在住する介護保険被保険者からの要介護等認定更新申請に対し、要介護等認定業務に遅滞が生じないように調査受入可能件数を増やす必要があるため、次のとおり調査員の公募を実施するものである。

なお、応募要件を満たす者がいる場合は、その者を相手方として業務委託契約手続を行う。

2 担当部局

旭川市7条通9丁目旭川市総合庁舎2階

旭川市福祉保険部介護保険課介護認定係

電話 0166-25-5355 FAX 0166-29-6404

3 業務概要

(1) 業 務 名 要介護等認定調査業務

(2) 業務内容

要介護等認定申請があった被保険者に面接し、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項（被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況）についての調査を、記入の手引に従い全国一律の認定調査様式を用いて行う。

(3) 履行期間 契約日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所 旭川市長が指定する。

(5) 委託料

調査1件につき4,746.5円(うち消費税及び地方消費税の額431.5円)

4 応募要件

本契約の受託を希望する者は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 介護保険法及び厚生労働省令により都道府県知事が指定した介護支援専門員の資格を有していること。

(2) 直近5年間のうちに要介護等認定調査の実務経験があること。

(3) 居宅介護支援事業所等に所属していない者であること。

(4) 週10件程度及び市内一円の調査が可能であること。

※なお、(2)については、旭川市内での従事経験に限定しない。

5 応募書類等の提出

(1) 提出書類

ア 履歴書（市販のもので可）

イ 介護支援専門員の資格者証の写し

(2) 提出期限 令和7年9月5日（金） 午後5時

(3) 提出場所 2に同じ。

(4) 提出方法 郵送又は持参すること（郵送する場合は提出期限必着とする。電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）。

(5) その他

ア 応募書類等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

イ 市長は、提出された応募書類等を、審査目的以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された応募書類等は返却しない。

6 面接の日時

応募書類等の提出があった者は、令和7年9月8日（月）以降に面接を行い、次に掲げる事項を通知する。

面接に当たっては、応募要件に基づき、提出者の当該業務に対する意欲や理解力を含め、応募書類等の内容確認を行う。

(1) 応募要件を満たす者にあつては、応募要件を満たすとした旨及び今後の業務委託契約手続について

(2) 応募要件を満たさない者にあつては、応募要件を満たさないとした旨及び応募要件を満たさない理由について説明を求めることができる旨

7 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

随意契約とする。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書の作成の要否 要する。

(4) 支払条件 毎月後払いとする。

8 その他

(1) 応募書類等に虚偽の記載をした場合は、当該応募を無効とする。

(2) その他の本公募に関しての問い合わせ先は2と同じとする。

(3) 介護支援専門員の資格者証について、契約の履行期間内に資格の有効期間が終了する場合には、すみやかに更新研修を受講し改めて介護支援専門員の資格者証の写しを提出することとする。